

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月30日
【会社名】	株式会社ワコム
【英訳名】	Wacom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正彦
【本店の所在の場所】	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地1
【電話番号】	0480(78)1211
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 涉
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階
【電話番号】	0120(056)665
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員財務本部長 長谷川 涉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,364,687,960円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ワコム 東京支社 (東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー31階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	20,996株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1. 平成25年1月30日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	20,996株	5,364,687,960	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	20,996株	5,364,687,960	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
255,510	-	1株	平成25年2月18日(月)	-	平成25年2月19日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4. 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ワコム 財務本部財務部	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,364,687,960	20,000,000	5,344,687,960

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用及び弁護士費用並びにアドバイザー手数料等の概算であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,344,687,960円の使途については、平成26年3月31日までを目処に、スマートフォン及びタブレット端末分野において、割当予定先であるSamsung Asia Pte. Ltd. (以下「Samsung Asia社」という。)の完全親会社であるSamsung Electronics Co., Ltd. (以下「Samsung Electronics社」という。)向けの製品開発・生産供給体制の強化、事業拡大に伴って増加する運転資金及びサプライチェーン効率化等の情報システム投資等に全額を充当する予定です。

スマートフォン、タブレット端末、電子書籍等に当社技術を用いた電子ペン等を供給する当社コンポーネント事業の売上高は、平成23年3月期6,117百万円、平成24年3月期11,683百万円と拡大途上にあります。本自己株式処分の手取金を上記使途に充当することで、当社はSamsung Electronics社とのスマートフォン及びタブレット端末分野での提携の更なる拡大を図ります。

なお、資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	SAMSUNG ASIA PTE. LTD.	
	本店の所在地	30 PASIR PANJANG ROAD #17-31/32 MAPLETREE BUSINESS CITY, SINGAPORE (117440)	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりです。 西村あさひ法律事務所 弁護士 中山 龍太郎 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル	
	代表者の役職及び氏名	Executive Vice President Gregory Lee	
	資本金	736,268,536.00 Singapore Dollars	
	事業の内容	卸売販売業（輸出入業を含む）及び投資持株会社	
	主たる出資者及びその出資比率	Samsung Electronics Co., Ltd. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は創業以来、ユーザインターフェース技術を通してテクノロジーを人に近づけ、人の創造性をより豊かにすることを目指してきました。現在当社の各種タブレット製品は、北米・南米・欧州・アジア・中東・アフリカを始めとして60ヶ国で販売されるなど世界中で多くのユーザに広く利用されており、国内における当社のペンタブレット市場シェアは、92.3%（期間：平成24年1月1日～12月31日 株式会社BCN調べ）となっています。当社は、今後も製品とサービス、事業モデルをさらに進化させ、ユーザインターフェースのグローバルリーダーを目指してまいります。

また、当社は従来からのペンタブレット、液晶タブレットの自社ブランドによる各種製品だけでなく、近年はマルチタッチや独自技術（注1）を用いた電子ペンをノートブックPC、タブレット端末、電子書籍、スマートフォン等の幅広いプラットフォームに供給し、この分野での成長を計画しています。そのような中、スマートフォンやタブレット端末といった各種端末の供給メーカーとの関係を緊密にして、タイムリーに製品を市場に投入することがより重要性を増しています。

特にスマートフォン向けの電子ペンの供給においては、北米・欧州・日本・中国・インド等の世界99ヶ国において発売されているSamsung Electronics社のスマートフォン（Galaxy Note）にも当社の電子ペンが搭載されるなど、Samsung Electronics社グループとの取引が、近年増加してまいりました。引き続き同社のスマートフォン及びタブレット端末を通じて、当社の電子ペンユーザの拡大が期待されます。

このような事業環境を踏まえ、当社は、新商品の製品化に要する時間を短縮し、急速に発展する市場機会を捉えることを目的として、製品の戦略や計画に関する協力の強化、業務プロセスの改善などを通じて、Samsung Electronics社と、スマートフォン及びタブレット端末分野においてより広い範囲での戦略的なパートナーとして提携することにつき合意に至り、Samsung Electronics社及びSamsung Asia社と、平成25年1月30日付けで資本業務提携契約（以下「本契約」という。）

（注2）を締結いたしました。この提携により、当社は、自社の電子ペンの技術・製品をSamsung Electronics社のスマートフォン及びタブレット端末製品に提供することを通じて、現在当社製品を提供できていない国々や地域、また顧客層にも当社の電子ペンの技術を提供でき、自社ブランド製品の市場拡大を促進することなどが、今後とも継続的に見込めることとなります。また、Samsung Electronics社にとっても、当社の電子ペンの技術・製品を、安定的にタイムリーに供給を受けられることで、一層のグローバルな競争力の強化につながります。今般、このような事業での協力関係をより円滑に推進すべく、三社の合意の下、一定の資本関係を構築することとし、Samsung Electronics社グループの中で、アジア地域の販売と投資を統括する法人であり、Samsung Electronics社の100%子会社であるSamsung Asia社を割当予定先として選定いた

しました。

(注) 1. 独自技術とは、当社が開発した電磁誘導方式のことであり、電池が不要で、筆圧を感知するものであります。

2. 資本業務提携の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務提携の内容

スマートフォン及びタブレット端末分野における

1. 新商品の製品化に要する時間の短縮
2. 製品の戦略や計画に関する協力の強化
3. 製品開発・生産供給体制の強化
4. 業務プロセスの改善

などにより、広い範囲での戦略的なパートナーとして提携すること。

なお、詳細については、今後Samsung Electronics社と協議してまいります。

(2) 資本提携の内容

当社は、第三者割当による自己株式の処分により、Samsung Asia社に当社の普通株式20,996株(本自己株式処分後の所有議決権割合5.00%、発行済株式総数に対する割合4.97%)を割当てます。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 20,996株

e. 株券等の保有方針

本自己株式処分は、当社とSamsung Electronics社との戦略的なパートナーシップ関係構築を目的としてなされるものであることに鑑み、原則として本契約期間満了日(平成28年3月31日)までは、本自己株式処分直後の保有比率が維持されることについて合意しています。

なお、当社は、割当予定先であるSamsung Asia社が払込期日から2年間に於いて、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、Samsung Asia社(割当予定先)から書面により提出された同社の平成24年12月末日時点の試算表等(未監査)、並びに同社及び同社と平成24年7月に合併したSamsung Electronics Asia Holding Pte. Ltd.(Samsung Asia社が存続会社)の平成23年12月末財務諸表(監査証明付)の内容を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する財産を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるSamsung Asia社の完全親会社であるSamsung Electronics社は、韓国証券取引所に上場しております。また、当社は割当予定先であるSamsung Asia社及びSamsung Electronics社の双方から、Samsung Asia社及びSamsung Electronics社並びにこれらの役員は反社会的勢力ではなく、また、Samsung Asia社及びSamsung Electronics社の知る限り、これらの従業員、関係会社及び主要出資者は、反社会的勢力ではない旨の表明を取得しております。これらのことにより、当社は、割当予定先であるSamsung Asia社が反社会的勢力とは関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成25年1月29日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値283,900円を基準に10.00%ディスカウントした255,510円としております。

当該処分価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成24年12月30日から平成25年1月29日まで)の終値の平均値である253,758円(円未満切捨て)に対しては、0.69%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成24年10月30日から平成25年1月29日まで)の終値の平均値である238,669円(円未満切捨て)に対しては、7.06%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成24年7月30日から平成25年1月29日まで)の終値の平均値である208,947円(円未満切捨て)に対しては、22.28%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本自己株式処分により、Samsung Asia社に対して割当てる株式数は20,996株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数422,616株の4.97%に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先の完全親会社であるSamsung Electronics社との業務提携を円滑に推進することを目的に行うものであることから、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	23,479	5.89	23,479	5.59
ジェーピー モルガン チェースバンク 385174 (常任代理人) 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	22,371	5.61	22,371	5.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	21,850	5.48	21,850	5.20
サムスン アジア ピーティーイーリミテッド	30 PASIR PANJANG ROAD #17-31/32 MAPLETREE BUSINESS CITY, SINGAPORE	-	-	20,996	5.00
株式会社恵藤洋治事務所	東京都品川区東五反田3丁目7-13-402号	17,000	4.27	17,000	4.05
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人) 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	12,364	3.10	12,364	2.94
恵藤 洋治	東京都品川区	12,320	3.09	12,320	2.93
株式会社ウィルナウ	東京都千代田区麹町1丁目6-9	12,100	3.04	12,100	2.88
山田 正彦	埼玉県幸手市	9,420	2.36	9,420	2.24
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505103 (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,522	1.64	6,522	1.55
計	-	137,426	34.49	158,422	37.73

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 自己株式は上記大株主の状況からは除外しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成24年12月31日現在の総議決権数(398,933個)に本自己株式処分により増加する議決権数(20,996個)を加えた数で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日 関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月30日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年8月16日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年1月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年1月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ワコム 本店

(埼玉県加須市豊野台二丁目510番地 1)

株式会社ワコム 東京支社

(東京都新宿区西新宿八丁目17番 1 号 住友不動産新宿グランドタワー31階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。